

# 第112回 定時株主総会 招集ご通知

**KUREHA**



## 開催日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時

## 開催場所

日本橋浜町Fタワープラザ3階  
Fタワープラザホール

## 議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

第112回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
株主総会参考書類	45

株式会社クレハ

証券コード：4023

証券コード4023

(発送日) 2025年6月2日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 の 皆 様 へ

東京都中央区日本橋浜町3-3-2

**株式会社クレハ**  
代表取締役社長 小林 豊

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kureha.co.jp/ir/event/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただく際は、「銘柄名（会社名）」に「クレハ」または「証券コード」に「4023」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは郵送（書面）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページのご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町3丁目22番1号 日本橋浜町Fタワープラザ3階 Fタワープラザホール
  3. 目的事項
    - 報告事項 (1) 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - (2) 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役6名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。  
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書(IFRS)」および「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2) インターネットによる方法と郵送（書面）と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットによる方法で複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 2025年3月31日までに書面交付請求が完了した株主様に限り、株主総会資料（株主総会参考書類等）を郵送しております。
- ◎ 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会のお土産は、ご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 建物内および株主総会会場内への危険物やペットの持ち込みは禁じられております。
- ◎ 当日の議事進行は、日本語で行います。
- ◎ 株主総会当日の議事に関する説明資料については、株主総会終了後に当社ウェブサイトに掲載する予定です。
- ◎ 株主総会当日の一部模様については、後日、当社ウェブサイトにおいてオンデマンド配信する予定です。
- ◎ 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。

### 議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

 <b>インターネットからの議決権行使の場合</b>	 <b>郵送（書面）による議決権行使の場合</b>	 <b>株主総会へのご出席による議決権行使の場合</b>
<p>同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*1をスマートフォン等*2でお読み取りいただき、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただくか、または、「議決権行使ウェブサイト」(<a href="https://soukai.mizuho-tb.co.jp/">https://soukai.mizuho-tb.co.jp/</a>)にアクセスしていただき、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。</p> <p>なお、詳細につきましては、次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。</p>	<p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>なお、議決権行使書用紙のご記入方法につきましては、次ページの「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご参照ください。</p>	<p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎ 株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方は、会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。</li><li>◎ 代理人により議決権を行使される場合、当社定款第18条の規定により、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理出席される株主様の議決権行使書用紙と代理権を証明する書類（委任状および代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。</li></ul>
<p style="text-align: center;"><b>議決権行使期限</b> 2025年6月25日（水曜日） 午後5時30分まで</p>	<p style="text-align: center;"><b>議決権行使期限</b> 2025年6月25日（水曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	<p style="text-align: center;"><b>株主総会開催日時</b> 2025年6月26日（木曜日） 午前10時</p>

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

#### 議決権行使のお取り扱い

・ 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

#### 機関投資家の皆様へ

・ 株式会社ICが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

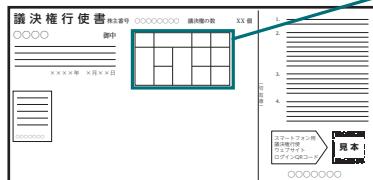
議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記の議決権行使コード(ID)・パスワードを入力する方法により、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使コード(ID)およびパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

## 議決権行使コード (ID) ・パスワードを入力する方法

「議決権行使ウェブサイト」  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード (ID)」をご入力ください。



「議決権行使コード (ID)」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 「スマート行使」議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

## 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-288-324

(受付時間 平日9:00~17:00)

# 1 企業集団の現況に関する事項

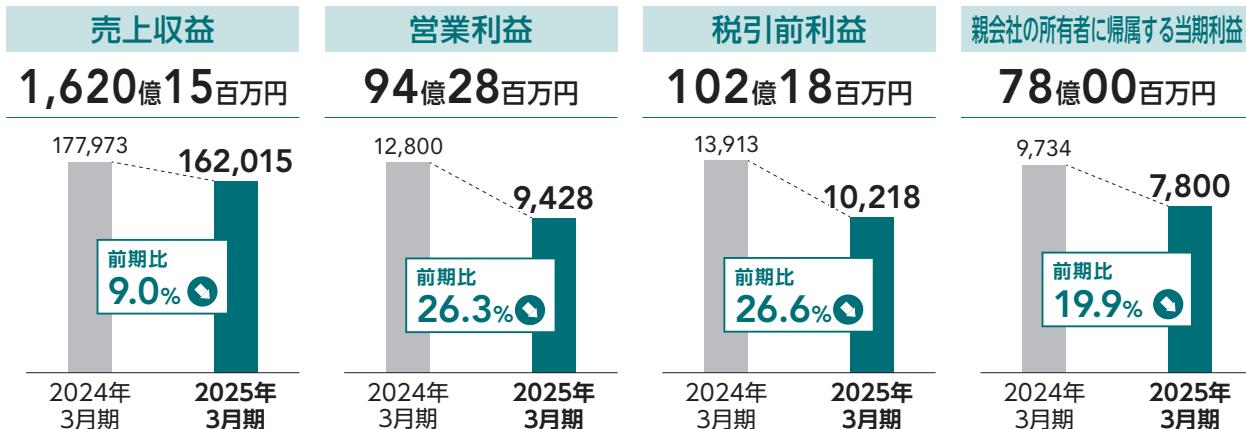
## (1) 事業の経過および成果

当期のわが国を含む世界経済は、景気の緩やかな回復が続くことが期待される一方、中国経済の停滞や中東およびウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締め、米国の通商政策動向に伴う影響等が懸念され、先行きが不透明な状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、「中長期的な企業価値の向上」と「持続可能な社会への貢献」を両立し、サステナビリティ経営を推進して当社グループを一層発展させるべく、『クレハグループ企業理念』、『クレハビジョン』、2030年度に向けた『経営方針』と『クレハグループ中長期経営計画『未来創造への挑戦』』に加えて、事業環境の変化等を踏まえ、『クレハグループ中長期経営計画コーリングプラン2025』を新たに策定し、取り組んでいます。

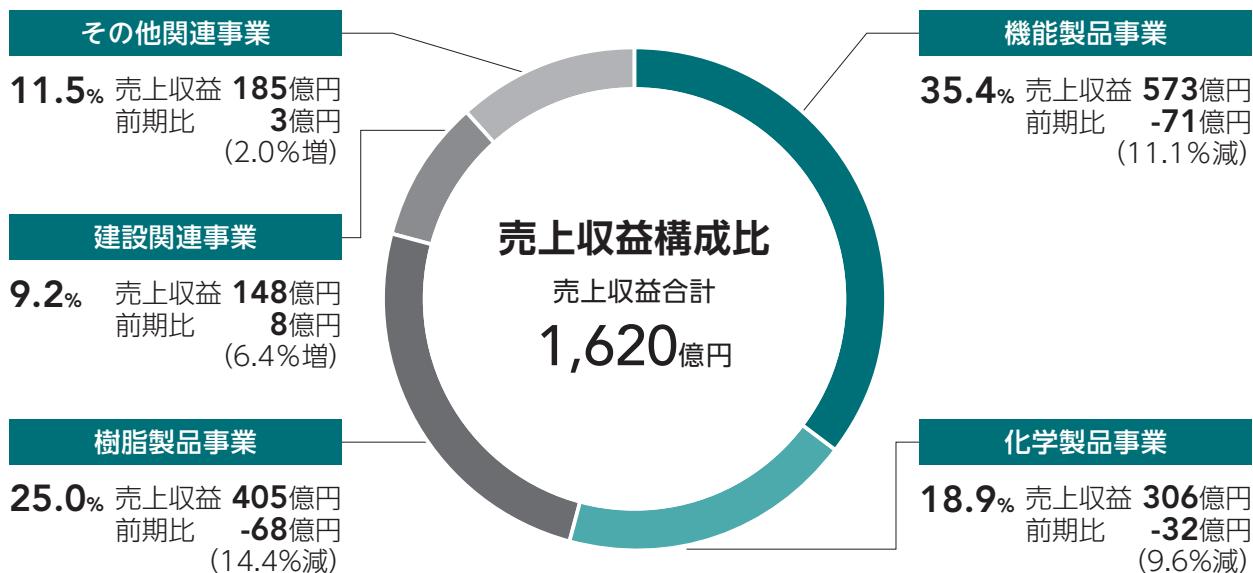
当連結会計年度は、電気自動車の市況低迷に伴う需要停滞により機能製品事業のリチウムイオン二次電池用バインダー向けのフッ化ビニリデン樹脂の売上げが減少したことに加え、樹脂製品事業の業務用食品包装材分野において熱収縮多層フィルムの販売を上期で終了したことにより、売上げは前期比で減少しました。営業利益は、前期に計上したリストラクチャリング費用が減少し、また前期に計上した中国におけるフッ化ビニリデン樹脂製造設備の増強計画中止に伴う固定資産減損損失の計上がないものの、フッ化ビニリデン樹脂の売上げ減少およびPGA（ポリグリコール酸）樹脂加工品の棚卸資産評価減の戻入益が前期に比べて減少したことにより、前期比で減少しました。

売上収益は前期比9.0%減の1,620億15百万円、営業利益は前期比26.3%減の94億28百万円、税引前利益は前期比26.6%減の102億18百万円、当期利益は前期比19.8%減の78億96百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比19.9%減の78億円となりました。



(注) 2025年3月期の営業利益9,428百万円は、6から8ページに記載の各事業セグメントの営業利益の合計10,002百万円に、その他の収益1,136百万円（固定資産売却益339百万円等）、その他の費用△1,597百万円（固定資産除売却損△857百万円、リストラクチャリング費用△176百万円等）および事業セグメント間取引消去等による損失△113百万円を合算したものです。

## 事業のセグメント別の状況



### (ご参考)

#### 【機能製品事業】

金属の代替材料として活躍するエンジニアリング・プラスチックのP P S樹脂やリチウムイオン二次電池用のバインダーとして使われるフッ化ビニリデン樹脂は、自動車や電子機器の部品用素材として、年々小型・軽量化が進む身近なモノの中で重要な役割を果たしています。P G A (ポリグリコール酸)樹脂は、シェールオイル・ガスの掘削用材料などに使われ、エネルギー資源分野での活用拡大が見込まれます。また、水やガスの浄化用活性炭や工業用断熱材として使われる炭素製品などは、産業界のニーズに応えたスペシャリティ製品として、現代生活に欠かせない先端産業分野に貢献しています。

#### 【化学製品事業】

医薬分野では、副作用の少ない薬剤の開発など、人々の健やかな生活を力強くバックアップする新時代の医薬品を創り出しています。農業分野では、作る人、食する人、そして大地、3つの共生を目指し、環境を守りながら、農業の生産性を高める農業の研究開発に注力しています。工業薬品分野は、幅広い産業の糧となる基礎材料を供給するとともに、当社の各種製品の原料として当社を支えています。

#### 【樹脂製品事業】

誰でも簡単にカットできるクレハカットを採用した家庭用ラップ「NEWクレラップ」や、キッチンまわりを楽しく便利にする「キチントさん」シリーズなど、日常の暮らしをサポートする製品も豊富です。

#### 【建設関連事業】

クレハ建設株式会社は建築・土木・住宅およびプラント関連などの幅広い分野において、安全で安心かつ快適な生活と社会を提供しています。

#### 【その他関連事業】

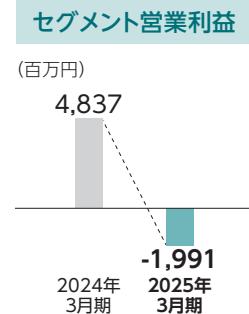
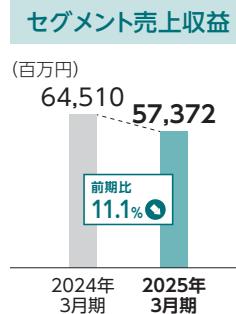
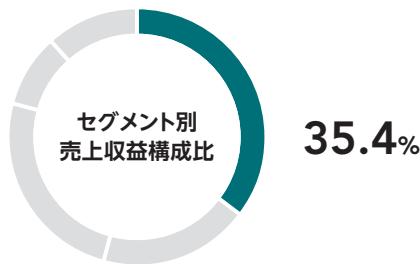
産業廃棄物処理や環境測定・理化学分析を実施する環境事業、製品の運搬や保管等の運輸・倉庫事業、いわき市での病院事業等、さまざまな分野で事業を展開しています。特に環境事業では、株式会社クレハ環境が産業廃棄物の適正処理という仕事を通して地球環境保全へ貢献しています。

# 機能製品事業

機能樹脂分野では、リチウムイオン二次電池用バインダー向けのフッ化ビニリデン樹脂、P P S 樹脂およびシェールオイル・ガス掘削用途向けのP G A（ポリグリコール酸）樹脂加工品の売上げが減少したこと、およびP G A（ポリグリコール酸）樹脂加工品の棚卸資産評価減の戻入益が前期に比べて減少したことから、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

炭素製品分野では、球状活性炭の売上げは増加しましたが、高温炉用断熱材の売上げが減少したことから、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比11.1%減の573億72百万円となり、前期48億37百万円の営業利益から19億91百万円の営業損失となりました。

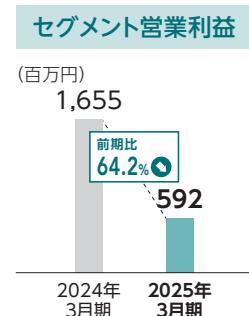
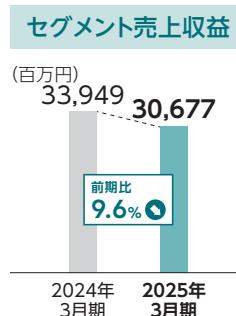


# 化学製品事業

農業・医薬分野では、農業・園芸用殺菌剤および慢性腎不全用剤「クレメジン」の売上げが減少したことから、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

工業薬品分野では、無機および有機薬品類の売上げが減少したことから、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比9.6%減の306億77百万円となり、営業利益は前期比64.2%減の5億92百万円となりました。

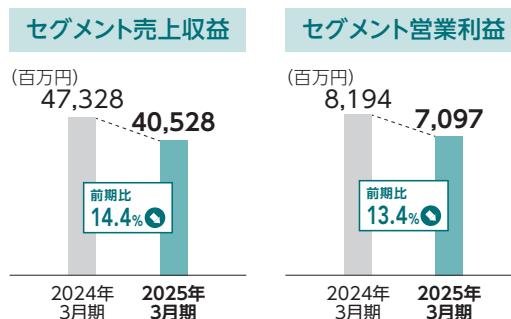


## 樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、フッ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げが増加しましたが、家庭用ラップ「NEWクレラップ」の売上げが減少したことから、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

業務用食品包装材分野では、熱収縮多層フィルムの販売を上期で終了したことにより、売上げ、営業利益はともに減少しました。

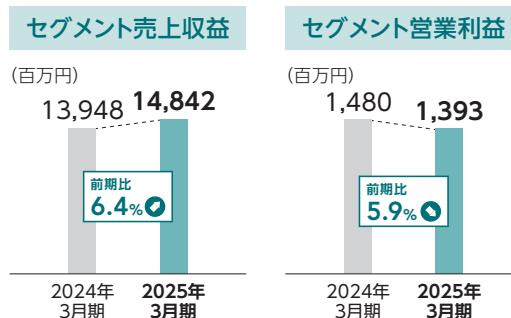
この結果、本セグメントの売上収益は前期比14.4%減の405億28百万円となり、営業利益は前期比13.4%減の70億97百万円となりました。



## 建設関連事業

公共工事および民間工事が増加したことにより、売上げは増加しましたが、売上構成の変化により営業利益は減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比6.4%増の148億42百万円となり、営業利益は前期比5.9%減の13億93百万円となりました。

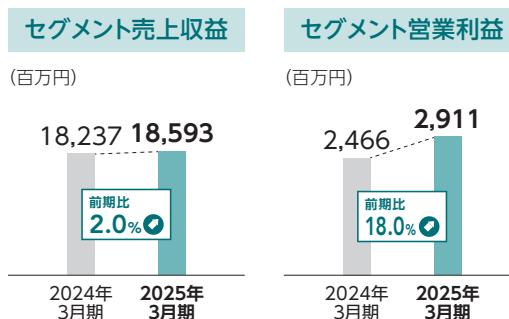


## その他関連事業 (前記のセグメントに属さないグループ会社の事業)

環境事業では、廃棄物処理数量の増加により、売上げ、営業利益はともに増加しました。

その他の事業では、売上げは前期並みとなりましたが、病院事業での病床稼働率の改善により営業利益は増加しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比2.0%増の185億93百万円となり、営業利益は前期比18.0%増の29億11百万円となりました。



### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は、総額466億19百万円です。

主たる設備投資は次のとおりです。

当社いわき事業所	フッ化ビニリデン樹脂製造関連設備	343億26百万円
当社いわき事業所	P P S 樹脂製造関連設備	12億71百万円

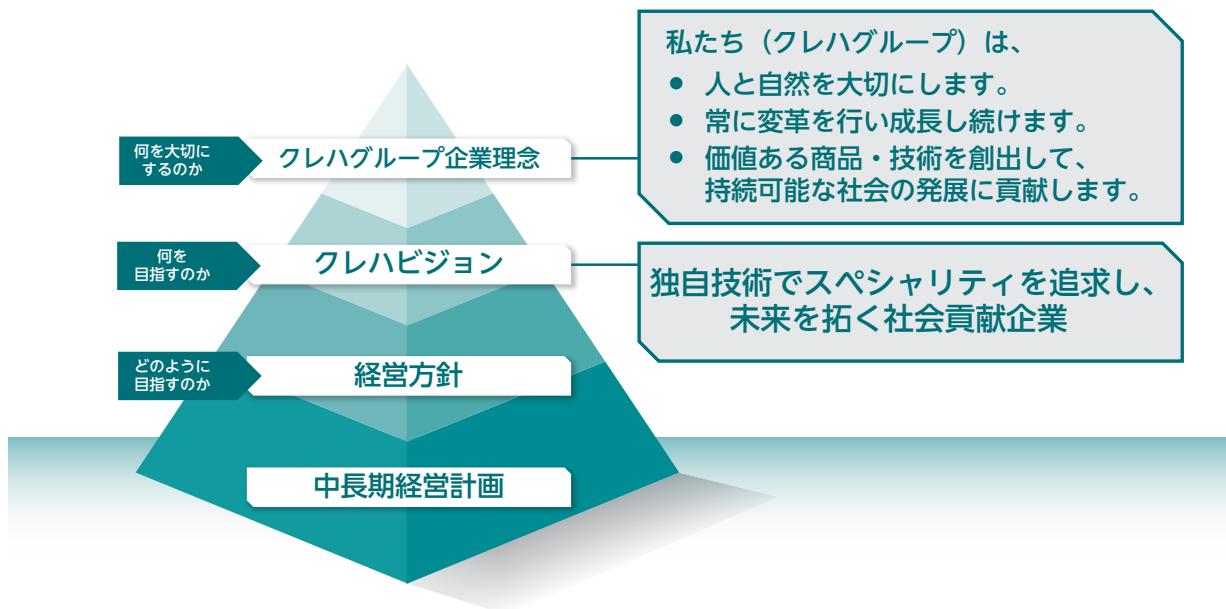
### (3) 資金調達の状況

2024年8月29日に総額200億円の普通社債（グリーンbond）を発行しました。このほか当期の資金は、主に自己資金、金融機関からの借入金によって充当しました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは「中長期的な企業価値の向上」と「持続可能な社会への貢献」を両立し、サステナビリティ経営を推進して当社グループを一層発展させるべく、『クレハグループ企業理念』、『クレハビジョン』、2030年度に向けた『経営方針』および「クレハグループ中長期経営計画『未来創造への挑戦』」を策定し、当該経営計画の達成に向け活動しています。

### 1) クレハグループ企業理念およびクレハビジョン



## 2) 経営方針

クレハビジョンの実現のため、2030年度に向けた『経営方針』として3つの目標と3つの最重要施策を定めています。

### 【目標】

#### 継続的な経済価値の向上

- ・「環境・エネルギー」、「ライフ」、「情報通信」の3分野を重点事業分野とし、クレハグループの経営資源を集中して経済価値の向上を目指す。
- ・マーケットインの視点で既存商品の性能向上とバリューチェーンの拡大を図り、コスト競争力をもって顧客への提案力を強化し、収益を拡大する。

#### 社会課題解決への貢献

- ・これまでも、3つの重点事業分野で社会貢献してきたクレハグループの商品を、自社による技術開発と外部技術の融合によりさらに進化させ、社会に提供する商品、技術、サービスを拡充する。

#### 環境負荷低減への貢献

- ・2050年度にカーボンニュートラルを目指す。
- ・循環型生産にかなう生産技術の高度化を推進し、廃棄物削減やリサイクルの推進により環境負荷を低減する。

### 【最重要施策】

#### 技術立社の再興（研究・技術開発力の強化）

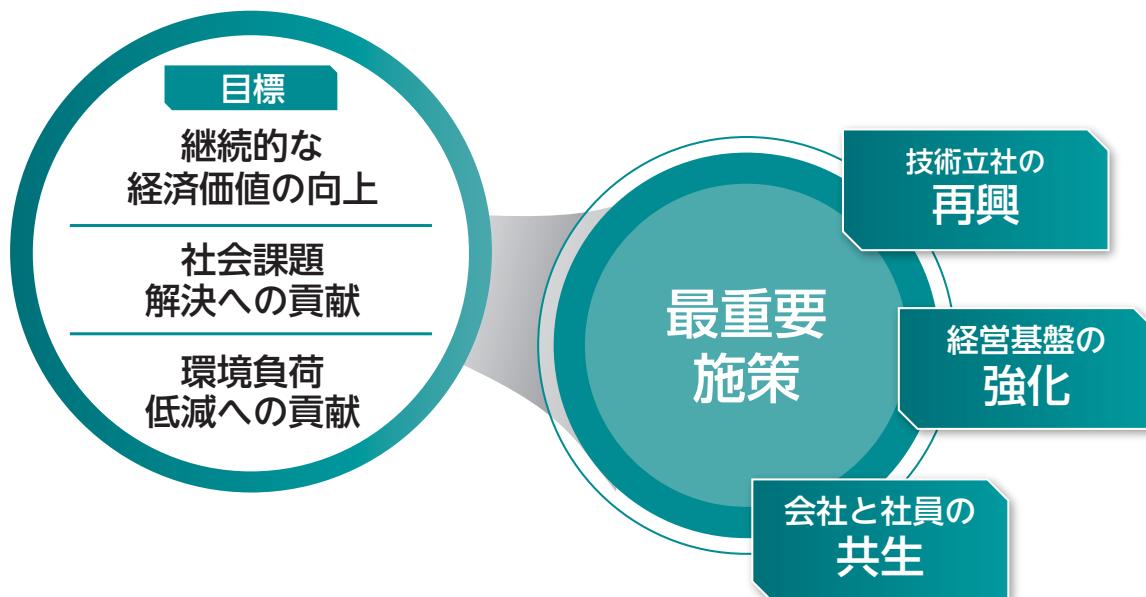
- ・新商品の研究開発と環境負荷低減に集中的に資源を投下し、差別化された商品の開発を加速する。
- ・他社との協創・協業、M&A等を通じ自社保有技術と外部技術の融合を図り、新規事業を創出し拡大する。
- ・成長事業の生産体制の構築を迅速に進めるとともに、環境負荷低減に向けた生産技術力、エンジニアリング力を強化する。

## 経営基盤の強化

- ・ サステナビリティ経営を推進する組織の強化と、執行体制の効率化、リスク・マネジメントの強化等を継続的に実施する。
- ・ クレハグループの経営資源を有効活用し、強固な連結事業基盤を構築する。
- ・ 顧客・社会の潜在ニーズと研究開発、製造、営業をつなぐバリューチェーンの連携により、経営の高度化を実現するデジタル化戦略を推進する。

## 会社と社員の共生

- ・ 社員の『働きがい』と『ミッション』を調和、融合し、社員と会社がともに成長を目指す。
- ・ 会社と社員のコミュニケーションを充実するとともに、挑戦する社員を登用する。
- ・ 社員の多様な価値観や立場を尊重し、働きやすい職場環境を整備するとともに、障がい者の就労機会を積極的に提供し自立を支援する。



### 3) 『クレハグループ中長期経営計画ローリングプラン2025』の進捗

当社グループは経営方針の中で掲げた目標の実現に向けて、2023年4月より中長期経営計画をスタートさせましたが、成長ドライバーと位置づけたリチウムイオン二次電池用バインダー向けのフッ化ビニリデン樹脂事業が、電気自動車市場の一時的な成長率の鈍化により停滞を余儀なくされました。このような状況を踏まえ、当社グループは、『クレハグループ中長期経営計画ローリングプラン2025』（以下ローリングプラン）を2024年4月に策定し、これまでの業績重視に加えて資本収益性も重視するバランス経営を実行していくこととしました。本ローリングプランでは、既存事業における成長施策および全社でのコスト削減策に基づいて2025年度の業績目標を修正し、併せて重要業績評価指標および資本政策における新たな目標設定を行いました。

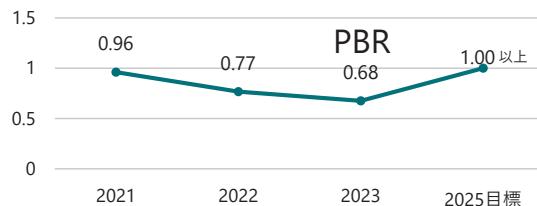
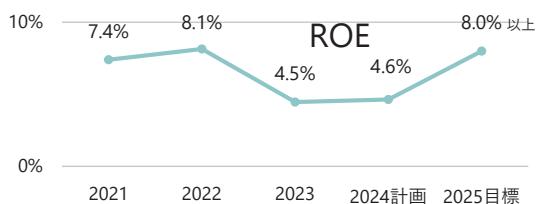
#### 【業績目標および重要業績評価指標（KPI）】

##### ■ 資本収益性を一層意識したバランスシート経営を進めるために2025年度のROE目標を新たに設定

- 既存事業の徹底的な利益拡大策、全社コスト削減策によりROEの分子を改善
- フッ化ビニリデン樹脂事業を中心とした投資計画を見直すことで、事業リスクを低減
- 事業リスクの低減に伴い、資本構成の見直しを行い、株主還元を強化することでバランスシート経営を進める（株主還元の詳細は後述：年間配当下限額の86.7円/株の設定、3年間累計の自己株式取得金額を倍増）

##### ■ 2025年度末までにPBR1倍以上とするKPIも新たに設定

	2023年度	2024年度	ローリングプラン2025年度	2025年度 当初計画	
業績目標	売上収益	1,780億円	1,700億円	変更 1,850億円以上	2,000億円
	営業利益	128億円	140億円	変更 200億円以上	250億円
重要業績評価指標	ROE	4.5%	4.6%	新設 8%以上	-
	PBR	0.7倍	-	新設 1.0倍以上	-



## 事業の進捗

しかしながら、2024年度は欧州での景気後退により、欧州電気自動車市場の回復が想定より遅れ、フッ化ビニリデン樹脂事業が大幅計画未達となりました。2025年度も電気自動車向け需要の急回復は見込まれないものの、ESS（Energy Storage System、定置用蓄電池）市場はAI関連のデータセンター増加、再生エネルギー利用の拡大から、当面は15～30%の割合で北米の市場が伸長すると見込まれ、当社フッ化ビニリデン樹脂も既に同用途への出荷が始まっています。また堅調な成長が続く中国の電気自動車向けについては、当社の日本および中国のR&D拠点を活用し、リチウムイオン二次電池メーカーとの共同開発、サンプル評価が進んでいます。工業用途についても更なる拡販を目指し、石油掘削時に用いられるパイプ、半導体製造装置などに使われる接手やパイプ、水処理膜用途向けにマーケティングを継続しており、特定の分野に偏らない拡販を目指しています。

シェールオイル・ガス掘削向けのPGA（ポリグリコール酸）樹脂加工品は、中高温鉱区で一定のシェアを確保しているものの、産出されるガスの価格が低迷し、2024年度の計画を下回りました。2025年度後半には、大型の液化施設が立ち上がり、需要の回復が見込まれます。市場の7割弱を占める低温鉱区向けに上市したプラグの本格販売を進めるとともに、トランプ政権下における貿易やエネルギー政策の変化をタイムリーかつ的確に捉え、事業採算の改善を図ります。

化学製品事業では、農業・園芸用殺菌剤は顧客の在庫調整により、2024年度計画が未達となりました。2025年度以降は、顧客での在庫調整が完了し、メトコナゾールの欧州再登録の効果もあり、販売が回復する見込みです。また新規農業用殺菌剤については順調に開発が進んでおり、2030年ごろの上市を目指しています。

樹脂製品事業では、ラップ市場は堅調に推移しており、今後も時短や効率を重視した調理スタイルの高まりにより微増を見込み、底堅い市場であると認識しています。クレラップは1960年に日本で初めて販売を開始した家庭用ラップとして評価されている強みを生かし事業拡大に向け、販売、商品、販促、広告宣伝、データ分析等あらゆるマーケティング施策の見直し、強化を進めています。

2025年度の定量計画は、以下の通りです。2025年度はフッ化ビニリデン樹脂の市場回復の遅れ、PGA（ポリグリコール酸）樹脂加工品の拡販遅れにより、ローリングプランで掲げた目標に対して、大幅な未達計画となっています。前期比では営業利益が46億円増加し、2024年度を底に今後は業績が回復していくものとみています。

(単位：億円)

	2025年度 計画 (2025.5時点)	2024年度 実績	2025年度 ローリングプラン (2024.5時点)
売上収益	1,650	1,620	1,850
営業利益 (営業利益率)	140 8.5%	94 5.8%	200 10.8%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	100	78	—
ROE	4.9%	3.6%	8%以上
PBR	—	0.66	1.0以上

(前提条件) 為替：145円/米ドル、160円/ユーロ、20円/人民元

[セグメント別計画]

(単位：億円)

	2025年度計画	
	売上収益	営業利益
連結 合計	1,650	140
機能製品	640	26
化学製品	300	11
樹脂製品	380	72
建設関連	150	9
その他関連	180	17
全社調整		5

## 資本政策

ローリングプランで掲げた資本政策、目指す自己資本比率、自社株購入（2025年度150億円）については変更ありません。利益の配分については、将来の事業展開に向けた積極投資に資する内部留保を充実させつつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、2025年度から配当基準として、DOE（連結株主資本配当率）を導入し、2025年度、2026年度の2年間DOE5%を目安とした配当を行います。遊休資産について、2024年度は、英国拠点の土地建屋を売却しました。2025年度も国内および海外の拠点の売却を予定しています。政策保有株式についても、2024年度に売却を進め、186億円まで圧縮しました。引き続き政策保有株式の売却を進め、政策保有株式の保有割合について、2030年度までに連結純資産比5%程度を目指します。

## 環境負荷低減

ローリングプランで掲げた2030年度目標（CO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で30%以上削減、2025年度廃棄物ゼロエミ率 1.5%）は変更ありません。

なお、2030年度の業績目標および重要業績評価指標は、2026年度から始まる次期中期経営計画発表時にあらためて開示します。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

IFRS

区 分	第109期 (2021年度)	第110期 (2022年度)	第111期 (2023年度)	第112期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上収益 (百万円)	168,341	191,277	177,973	162,015
税引前利益 (百万円)	20,398	22,992	13,913	10,218
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	14,164	16,868	9,734	7,800
基本的1株当たり当期利益 (円)	241.91	288.10	173.03	149.67
資産合計 (百万円)	282,639	296,404	330,630	345,298
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	199,219	215,199	221,377	209,372
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,402.44	3,675.34	4,022.68	4,209.15

(注) 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っています。これに伴い、第109期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しています。

(単独)

日本基準

区 分	第109期 (2021年度)	第110期 (2022年度)	第111期 (2023年度)	第112期 (当期) (2024年度)
売上高 (百万円)	89,585	108,234	96,101	86,608
経常利益 (百万円)	13,757	13,992	13,703	6,408
当期純利益 (百万円)	11,114	12,228	10,227	6,875
1株当たり当期純利益 (円)	189.83	208.85	181.78	131.93
総資産 (百万円)	205,013	216,612	243,591	265,297
純資産 (百万円)	155,874	164,126	162,884	148,095
1株当たり純資産額 (円)	2,659.74	2,800.13	2,956.56	2,974.96

(注) 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株とする株式分割を行っています。これに伴い、第109期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しています。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社グループの出資比率 (%)	主要な事業内容
クレハ合繊株式会社	栃木県 下都賀郡	1億20百万円	100.0	樹脂製品の製造、販売
クレハエクストロン株式会社	茨城県 かすみがうら市	85百万円	100.0	機能製品の製造、販売
クレハ運輸株式会社	福島県 いわき市	3億円	100.0	運送および倉庫業務
株式会社クレハ環境	福島県 いわき市	2億40百万円	100.0	環境修復および産業廃棄物の処理
クレハ建設株式会社	福島県 いわき市	3億70百万円	100.0	土木・建築工事の施工請負、設計、測量等
株式会社クレハトレーディング	東京都 中央区	3億円	70.5	機能製品、化学製品、樹脂製品の購入、販売
クレハサービス株式会社	東京都 中央区	1億94百万円	100.0	不動産の売買、賃貸および管理、損害保険代理業
社団医療法人呉羽会	福島県 いわき市	3億円	100.0	病院、介護老人保健施設の運営
クレハ・ヨーロッパB.V.	オランダ	2,269千ユーロ	100.0	欧州事業会社への出資、融資等
クレハロンB.V.	オランダ	2,722千ユーロ	100.0 (100.0)	食品包装材の製造、販売
クレハGmbH	ドイツ	51千ユーロ	100.0 (100.0)	有機薬品、農薬、炭素製品、医薬品、機能樹脂、包装機械等の輸入、販売
クレハ・アメリカ Inc.	アメリカ	7,446千米ドル	100.0	米国事業会社への出資、融資等
クレハ・ピージーエーLLC	アメリカ	155,408千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の製造、販売
クレハ・エナジー・ソリューションズ LLC	アメリカ	10,000千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の販売、技術サービス
呉羽 (中国) 投資有限公司	中国	115,750千米ドル	100.0	中国事業会社への出資、融資等
呉羽 (常熟) フッ素材料有限公司	中国	108,000千米ドル	100.0 (100.0)	機能製品の製造、販売
呉羽 (上海) 炭繊維材料有限公司	中国	12,900千米ドル	100.0	炭素繊維高級耐火材料の製造、販売
クレハ・ベトナムCo.,Ltd.	ベトナム	21,900千米ドル	100.0	食品包装材の製造、販売

(注) 1. 当社グループの出資比率欄の ( ) 内は、当社の子会社が有する出資比率を内数で示しています。

(注) 2. クレハロンB.V.は、清算手続を行っています。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品
機能製品事業	P P S 樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、P G A (ポリグリコール酸)樹脂加工品、炭素繊維、球状活性炭
化学製品事業	農業・園芸用殺菌剤、慢性腎不全用剤、か性ソーダ、塩酸、次亜塩素酸ソーダ、モノクロロベンゼン、パラジクロロベンゼン、オルソジクロロベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ、流し台用水切り袋、食品保存容器および調理シート、フッ化ビニリデン釣糸、塩化ビニリデンフィルム、自動充填結紮機 (食品包装用)
建設関連事業	土木・建築工事の施工請負業務、工事監理業務
その他関連事業	産業廃棄物の処理および環境関連処理設備、理化学分析、測定、試験および検査業務、運送および倉庫業務、医療サービス

## (8) 主要な拠点

### ① 当社

区分	所在地
本社	東京都中央区
営業所	大阪営業所（大阪府大阪市）、福岡営業所（福岡県福岡市）、仙台営業所（宮城県仙台市）
事業所	いわき事業所（福島県いわき市）、樹脂加工事業所（茨城県小美玉市および兵庫県丹波市）
研究所	中央研究所（福島県いわき市）、樹脂加工研究所（茨城県小美玉市）、東京研究所（東京都江東区）

### ② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」に記載しています。

## (9) 従業員の状況

事業区分	従業員数（連結）	前期末比増減
機能製品事業	840名	20名減
化学製品事業	237名	6名減
樹脂製品事業	737名	218名減
建設関連事業	282名	5名増
その他関連事業	1,249名	14名増
全社（共通）	672名	25名増
合計	4,017名 [180名]	200名減

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

(注) 2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(注) 3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

(注) 4. 全社（共通）として記載している従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,208百万円
株式会社常陽銀行	6,801百万円
株式会社東邦銀行	6,800百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,402百万円
株式会社三井住友銀行	3,280百万円

## 2 会社の株式に関する事項

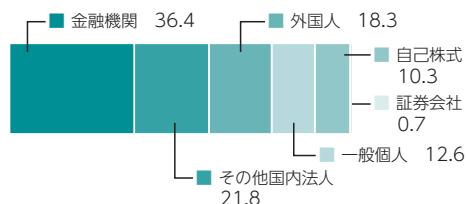
### (1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,742,195株 (自己株式5,691,026株を除く)
- ③ 株主数 11,300名
- ④ 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,457	11.0
株式会社レノ	4,919	9.9
明治安田生命保険相互会社	4,123	8.3
株式会社エスグラントコーポレーション	4,036	8.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,151	6.3
東京海上日動火災保険株式会社	1,650	3.3
株式会社みずほ銀行	1,200	2.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,070	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	986	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	953	1.9

(ご参考)

株式の所有者別構成比(%)



- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。  
 (注) 2. 当社は自己株式5,691千株を保有していますが、上記上位10名の株主から除いています。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,514株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、3. (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等に記載しています。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は2024年5月13日付の取締役会決議により、以下のとおり自己株式の取得および消却を行いました。

- 1) 取得および消却した株式の種類 当社普通株式
- 2) 取得した株式の総数 5,333,700株
- 3) 株式の取得価額の総額 14,999,947,900円
- 4) 取得期間 2024年5月14日～2025年2月25日
- 5) 消却した株式の総数 3,143,000株
- 6) 消却日 2024年6月28日

# 3 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏 名			地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況		
こ	ばやし	ゆたか	豊	代表取締役社長		
た	なか	ひろ	ゆき	取締役常務執行役員 (企画経理本部長、管理本部長、 カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー)		
にし	はた	なお	みつ	取締役常務執行役員 (P G A事業管掌、 研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、 新事業推進本部長)		
な	たけ	かつ	ひろ	取締役常務執行役員 (事業部門管掌、 高機能製品事業部長)		
と	さか	おさむ	修	社外取締役		
いい	だ	おさむ	修	社外取締役	株式会社M&A DX (社外監査役) IA パートナース株式会社 (社外取締役)	
おか	みじ	ゆ	み	子	社外取締役	カルビー株式会社 (監査役)
はやし	林	みち	ひこ	彦	常勤社外監査役	
さか	ね	つかさ	司	常勤監査役		
おく	の	かつ	お	男	社外監査役	清和綜合建物株式会社 (顧問)

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しています。  
(注) 2. 当社は、社外取締役戸坂修氏、飯田修氏、岡藤由美子氏および社外監査役林道彦氏、奥野克男氏を東京証券取引所が定める独立役員として東京証券取引所に届け出しています。  
(注) 3. 常勤監査役坂根司氏は、当社の経理財務部門の責任者および国内外子会社役員を務め、財務・会計に関する専門的な知識と経験を有しています。  
(注) 4. 社外監査役奥野克男氏は、金融機関の幅広い業務に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
(注) 5. 社外取締役飯田修氏は、株式会社M&A DX社外監査役を兼任していましたが、2025年3月31日付で退任しました。  
(注) 6. 当事業年度末日後の取締役の異動  
2025年4月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏 名	地 位	担 当
な 名 た 武 か つ ひろ 泰	新	取締役副社長 企画経理本部長、管理本部長、生産革新プロジェクト統括マネージャー、 カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー
	旧	取締役常務執行役員 事業部門管掌、高機能製品事業部長
た 田 なか ひろ ゆき 幸	新	取締役常務執行役員 事業部門管掌、高機能製品事業部長
	旧	取締役常務執行役員 企画経理本部長、管理本部長、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー

2025年5月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏名		地位	担当
田中宏幸	新	取締役常務執行役員	P G A事業管掌、事業部門管掌、高機能製品事業部長
	旧	取締役常務執行役員	事業部門管掌、高機能製品事業部長
西畑直光	新	取締役常務執行役員	研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、新事業推進本部長
	旧	取締役常務執行役員	P G A事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、新事業推進本部長

2025年5月16日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏名		地位	担当
名 武 亮 泰	新	取締役副社長	企画経理本部長、管理本部長、高機能製品事業部長、生産革新プロジェクト統括マネージャー、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー
	旧	取締役副社長	企画経理本部長、管理本部長、生産革新プロジェクト統括マネージャー、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー
西畑直光	新	取締役常務執行役員	P G A事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、新事業推進本部長
	旧	取締役常務執行役員	研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、新事業推進本部長

2025年5月16日をもって、田中宏幸氏は辞任により取締役および常務執行役員を退任しました。なお、同氏の退任時における地位および担当は次のとおりです。

氏名	地位	担当
田中宏幸	取締役常務執行役員	P G A事業管掌、事業部門管掌、高機能製品事業部長

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しています。

2025年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
佐藤浩幸	執行役員	研究開発本部長
木田 淳	執行役員	包装材事業部長
上山 隆久	執行役員	生産・技術本部長
川名 恭介	執行役員	企画経理本部副本部長、企画経理本部D Xセンター長

(注) 1. 執行役員佐藤浩幸氏は、2025年3月31日付で退任しました。

(注) 2. 2025年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名		地位	担当
上山 隆久	新	執行役員	生産・技術本部長、生産・技術本部生産技術イノベーションセンター長、K F技術プロジェクト統括マネージャー
	旧	執行役員	生産・技術本部長
川名 恭介	新	執行役員	企画経理本部副本部長
	旧	執行役員	企画経理本部副本部長、企画経理本部D Xセンター長

(ご参考)

当社は2018年6月26日より任意の指名委員会を設置しています。任意の指名委員会は、3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。2025年3月末時点の構成員は、戸坂修氏(社外取締役)、飯田修氏(社外取締役)、岡藤由美子氏(社外取締役)、小林豊氏(代表取締役社長)となっています。任意の指名委員会は、取締役会長、取締役社長、代表取締役、取締役の選任・解任に係る

事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画に係る事項、役付執行役員および執行役員の選任・解任に係る事項を審議し、取締役会への付議内容を検討します。なお、当事業年度において指名委員会は9回開催され、取締役および執行役員の選任・解任に係る検討について議論を行いました。また、社長の後継者候補に係る審議、女性登用に係る審議、取締役および監査役のトレーニングの充実に係る審議等を行いました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループ会社の取締役、監査役、および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が当社および当社グループ会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経た上で、2023年5月17日開催の取締役会において決議しました。

当該決定方針において、取締役会は、代表取締役社長に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任し、委任された内容の決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとしています。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

#### 1) 基本方針

- ・取締役の報酬等については、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人材の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とします。
- ・取締役の報酬は、金銭報酬である①基本報酬および②業績連動報酬等としての賞与、非金銭報酬である③事前交付型譲渡制限付株式報酬および④業績連動報酬等としての業績連動型譲渡制限付株式報酬により構成します。但し、社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、基本報酬のみとします。

#### 2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とし、株主総会において決議された総枠の範囲内で支給するものとし、個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとします。常勤・非常勤の取締役とも原則として定額とし、手当等は支給しません。

#### 3) 賞与に係る業績指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とします。
- ・賞与は、株主総会において決議された総枠の範囲内で、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益を業績指標として算出された総額を取締役会で決定し、個人別の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受け、各取締役の評定に基づき決定し、毎年、一定の時期に支給します。

#### 4) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の内容および額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・事前交付型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役等の地位を退任するまでの間の譲渡制限を付した当社の普通株式を付与し、一定の期間中継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、退任時に譲渡制限を解除する株式報酬とします。

- ・事前交付型譲渡制限付株式報酬の個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、毎年、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。
- 5) 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
    - ・業績連動型譲渡制限付株式報酬は、基準となる株式数、業績評価期間(以下、「評価期間」)および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた株式報酬とし、業績指標には、利益を示す指標、資本効率を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を設定します。また、付与される当社の普通株式には当社の取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡制限を付します。
    - ・業績連動型譲渡制限付株式報酬の個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。
  - 6) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
    - ・当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬総額における各報酬の割合は、その役割・責任に応じた適切な報酬割合とします。全体の報酬割合における「賞与」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の割合は、一定の水準には固定せず、業績指標の値が増加するにつれて取締役の報酬総額に占める「賞与」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の割合が高くなる設計とします。
  - 7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
    - ・「基本報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。
    - ・「賞与」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、代表取締役社長による評定に基づく各取締役の額の決定とします。
    - ・「事前交付型譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の役職位別の額の基準の決定とします。
    - ・種類ごとの報酬について代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるよう、「基本報酬」の役職位別の額の基準の決定、「賞与」に関する各取締役の評定に基づく額の決定ならびに「事前交付型譲渡制限付株式報酬」および「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の役職位別の額の基準の決定については、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経ることとします。
  - 8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法(上記7)に掲げる事項を除く。
    - ・取締役の報酬制度の変更は、他社動向等を総合的に勘案し、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経て取締役会で決定します。
    - ・取締役の報酬額の改定は、他社水準および当社の業績等を総合的に考慮して行うものとし、その手続きは上記2)乃至5)に準じます。
  - 9) 上記に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
    - ・急激な業績の悪化や企業価値を毀損するような不祥事等が発生した場合には、臨時に報酬を減額または不支給とすることがあります。
- ② ①以外の会社従業員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項
    - ・監査役の報酬は、固定報酬としての「月額報酬」のみとし、株主総会においてその総枠を決議し、各監査役の個別金額については、監査役会における監査役の協議によって決定します。原則として手当等は支給しません。
  - ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
    - ・取締役の基本報酬および業績連動報酬である賞与を支給するための報酬額は、2023年6月27日開

催の第110回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。ただし、社外取締役については、その役割に鑑み、賞与の支給はありません。

また、当該報酬額とは別枠で、第110回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする株式報酬制度として、一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬（年額50百万円以内、株式の総数を年9,000株以内）および一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬（年額300百万円以内、株式の総数を年24,000株以内）を導入することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は4名です。なお、合わせて、当該決議日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて上限数を調整することも決議されております。当社は2024年1月1日に当社普通株式1株を3株に分割する株式分割を実施していることから、事前交付型譲渡制限付株式報酬の株式の総数は年27,000株以内、業績連動型譲渡制限付株式報酬の株式の総数は年72,000株以内に調整されております。また、2007年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議をもって導入したストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠は、上記の株式報酬制度導入に合わせて廃止しました。

監査役の報酬の額は、第94回定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小林豊氏に対し取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しており、その内容は上記の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要の「7）取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」のとおりです。また、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を最も熟知し、業務執行を統括する代表取締役社長が総合的に適していると判断したからです。なお、代表取締役社長の権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前に、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経ることとしており、代表取締役社長は当該審議の結果を尊重して取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬		
		基本報酬	非金銭報酬	賞与	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	257 (48)	194 (48)	20 (-)	36 (-)	5 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	56 (33)	56 (33)	-	-	-	4 (2)

(注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。

(注) 2. 固定報酬としての非金銭報酬は、社外取締役を除く取締役4名に対して付与した事前交付型譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した額を記載しています。

(注) 3. 業績連動報酬としての賞与は、2025年5月16日開催の取締役会の決議に基づき、36百万円となります。

(注) 4. 業績連動報酬としての非金銭報酬は、第110回定時株主総会の決議により社外取締役を除く取締役を対象に導入された業績連動型譲渡制限付株式報酬となります。初回評価期間が2023年4月1日から2026年3月31日までとなっており、現時点で金額が確定しないことから当事業年度に費用計上した額を記載しています。

## ⑥ 業績連動報酬等に関する事項

### 賞与

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬を賞与として支給しています。賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益であり、当該業績指標を選定した理由は、すべての経営成績が反映され、最終的な利益を表す指標であると認識しているためです。賞与の額は、親会社の所有者に帰属する当期利益に一定の係数を乗じて総額を算定し、個人別の額については、各取締役に対する評定に基づき決定しています。

当事業年度を含む親会社の所有者に帰属する当期利益の推移は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

### 業績連動型譲渡制限付株式報酬

当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入しています。この業績連動型譲渡制限付株式報酬は、基準となる株式数、評価期間および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するもので、個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。業績連動型株式報酬の額または数の算定の基礎として、利益を示す指標、資本効率を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において設定するものとし、初回の評価期間（2023年4月1日～2026年3月31日）における指標および各指標のウェイトは、連結営業利益（50%）、ROE（30%）、ESG経営指標（CO<sub>2</sub>排出削減、廃棄物削減および社員の働きがい等に関する目標の達成度合を任意の報酬委員会にて評価します。）（20%）とします。当該業績指標を選定した理由は、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様と価値を共有することおよび当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として認識しているためです。

## ⑦ 非金銭報酬等の内容

取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、および当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、事前交付型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入しています。

### 事前交付型譲渡制限付株式報酬

当社の取締役等の地位を退任するまでの間の譲渡制限を付した当社の普通株式を付与し、一定の期間中継続して当社の取締役等の地位にあることを条件として、退任時に譲渡制限を解除する株式報酬とします。個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、毎年、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

### 業績連動型譲渡制限付株式報酬

基準となる株式数、評価期間および評価期間中の業績目標を取締役会で定め、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた株式報酬とし、付与される当社の普通株式には当社の取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡制限を付します。個人別の額については、役職位別に別途定める基準のとおりとし、株主総会において決議された総枠の範囲内で、一定の時期に取締役会決議に基づき付与します。

(ご参考)

当社は2018年6月26日より任意の報酬委員会を設置しています。任意の報酬委員会は、3名以上の取締役で構成し、うち過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。2025年3月末時点の構成員は、戸坂修氏（社外取締役）、飯田修氏（社外取締役）、岡藤由美子氏（社外取締役）、小林豊氏（代表取締役社長）となっています。任意の報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬の体系・制度の方針に係る事項、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議し、取締役会への付議内容を検討します。なお、当事業年度において報酬委員会は4回開催され、取締役および執行役員の報酬の新体系・新制度（2023年6月の当社定時株主総会にて承認可決）に基づく取締役の個人別の報酬等の内容に関する審議等を行いました。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役に関する事項

#### 1) 重要な兼職先と当社との関係

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

飯田 修氏 株式会社M&A DX 社外監査役とIA パートナース株式会社社外取締役を兼務していますが、当該各社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

岡藤由美子氏 カルビー株式会社監査役を兼務していますが、当該会社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

#### 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

飯田 修氏 該当する事項はありません。

岡藤由美子氏 該当する事項はありません。

#### 3) 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

戸坂 修氏 13回開催された取締役会のすべてに出席し、製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門での担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を活かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言し、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。特に、フレハグループ中長期経営計画ローリングプラン2025、研究開発のあり方、既存事業課題等について見識や経験に裏付けられた意見や提言を行いました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に関し、透明性、客観性を高めること等に貢献しました。

飯田 修氏 13回開催された取締役会のすべてに出席し、製造会社での国際的な事業経験、生産部門、研究部門での担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を活かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言し、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。特に、既存事業課題、新規事業の進め方、グループ経営の基盤強化等について見識や経験に裏付けられた意見や提言を行いました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役

岡藤由美子氏

の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に関し、透明性、客観性を高めること等に貢献しました。13回開催された取締役会のすべてに出席し、米国など海外企業の財務や会計、IRに関する専門知識、およびサステナビリティ戦略の立案に携わるなど、高い見識と豊富な経験を活かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言し、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。特に、サステナビリティ課題への取り組み、DXの推進、人財育成のあり方等について見識や経験に裏付けられた意見や提言を行いました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等や取締役や執行役員の報酬等の決定等に関し、透明性、客観性を高めること等に貢献しました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は各社外取締役との間で、「社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

② 社外監査役に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

林 道彦氏 該当する事項はありません。

奥野 克男氏 清和総合建物株式会社顧問を兼務していますが、当該会社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引関係はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

林 道彦氏 該当する事項はありません。

奥野 克男氏 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

林 道彦氏 13回開催された取締役会のすべて、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、金融機関において長年培った、事業戦略、コンプライアンス、人財マネジメントに関する豊富な経験と高度な知見を活かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

奥野 克男氏 13回開催された取締役会のすべて、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、金融機関において培われた幅広く高度な知見と豊富な経験や、事業会社での監査役としての知識と経験を活かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は非常勤社外監査役である奥野克男氏との間で、「非常勤社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

# 4 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注) 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査計画の内容、監査時間、および報酬の見積額に関し必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項に基づき同意しました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、呉羽(中国)投資有限公司(中国)、フレハGmbH(ドイツ)等の連結子会社5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

## (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務および社債発行に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務等です。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し業務の停止処分等を受けることとなった場合は、その事実に基づき、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を損なう事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難である等と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が、当該議案を株主総会宛に提出する方針です。

(ご参考)

① 継続監査期間  
11年間

② 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、執行部門から提案された会計監査人候補に対し、品質管理体制、適格性、独立性、監査実施体制、報酬見積額等について評価を実施し、その結果、適任と判断して会計監査人の選定・再任を決定しています。

③ 監査役および監査役会による会計監査人の評価

監査役および監査役会は、会計監査人であるE Y 新日本有限責任監査法人に対し、日本監査役協会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性等の評価基準に基づいて、定期的および随時のコミュニケーションを実施するなどにより、監査は適正に実施されていると評価しています。

# 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2030年度のありたい姿を見据えた2023年度～2025年度の定量計画を含む『クレハグループ中長期経営計画ローリングプラン2025』において、株主還元については、将来の事業展開に向けた積極投資に資する内部留保を充実させつつ、安定的な配当を行い、目標配当性向を30%以上とし、加えて、自己株式の取得による総還元性向の目標を50%以上とすることを基本方針としています。

2025年度より上記方針（配当性向（目標30%以上）かつ総還元性向（目標50%以上））を変更し、短期的な業績変動の影響を受けずに株主還元の安定性を確保し、また、株主資本利益率（ROE）の改善を常に意識しながら株主還元を実施するため、株主資本配当率（DOE）を導入致します。2025年度および2026年度において、DOE5%を目安とします。

## ① 剰余金の配当

上記の方針を踏まえ、当期末の配当金は1株につき43円35銭とし、これにより中間配当金43円35銭を加えた年間配当金は1株につき86円70銭となります。

なお、2006年6月28日開催の株主総会において、会社法第459条第1項に基づき「剰余金の配当等を取締役会が決定する旨」の定款の変更を決議しています。

## ② 自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした株主還元策の強化と資本効率の向上のため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしており、2023年度から2025年度末までの3年間に累計400億円程度の自己株式の取得を行います。

当期は5,333,700株、14,999,947,900円を市場買付により取得しました。なお、2023年度からの累計額は、24,999,232,900円となりました。

（ご参考）

## 政策保有株式の保有の合理性の検証および縮減状況

政策保有株式については、取締役会が保有目的、保有に伴う便益やリスクと資本コスト等を総合的に検討し、今後の保有の適否を毎年検証しています。2030年度までに保有額（総額）を連結純資産比5%程度とすることを目指し、保有意義の薄れた株式や、保有額の過大な株式については、取引先との対話、市場への影響、有効な資金活用の有無等を総合的に考慮した上で段階的に縮減します。

2024年度は、上記の検証の結果より縮減を推進し、2025年3月末の政策保有株式の銘柄数は前年度期末と比べ、12銘柄減の36銘柄となり、連結純資産に占める割合は、前年度期末と比べ1.59%減の8.81%となりました。

<政策保有株式推移>

	2021年度 (第109期)	2022年度 (第110期)	2023年度 (第111期)	2024年度 (第112期)
銘柄数（上場株式）	36	34	32	21
銘柄数（非上場株式）	16	16	16	15
保有額（総額）（百万円）	16,528	17,693	23,201	18,608
連結純資産（百万円）	200,724	216,774	223,148	211,139
保有額（総額）の連結純資産に占める割合	8.23%	8.16%	10.40%	8.81%

（注）保有額（総額）は、貸借対照表計上額の合計です。

(ご参考)

## コーポレートガバナンス・ガイドライン

# 株式会社クレハ

### 1. 企業理念およびコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下のクレハグループ企業理念とクレハビジョンを掲げ、すべての役員と従業員がこれらを共有し、将来のありたい姿の実現に向けて常に挑戦し続ける。

クレハグループ企業理念（何を大切にするのか）

私たち（クレハグループ）は、

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品・技術を創出して、持続可能な社会の発展に貢献します。

クレハビジョン（何を目指すのか）

独自技術でスペシャリティを追求し、未来を拓く社会貢献企業

当社は、コンプライアンスの実践やリスク・マネジメントの強化を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、本ガイドラインを指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、クレハグループ（当社およびグループ会社）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

### 2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利と平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。

#### (1) 株主総会における権利行使

- ・当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場と位置づけ、株主の権利行使についての適切な環境整備を行う。

#### (2) 資本政策の基本的な方針

- ・当社は、中長期的に企業価値を高めることを目的に、財務の安定性を維持しつつ、収益力と資本効率の向上を目指した経営を行う。
- ・当社は、利益の配分については、中長期的な成長の実現に向け企業体質の強化を図るとともに将来の事業展開に備えること、および、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針とする。

#### (3) 政策保有株式に関する方針

- ・当社は、現在に至る取引状況や今後の取引拡大の可能性等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有する。この政策保有株式については、取締役会が保有目的、保有に伴う便益やリスクと資本コスト等を総合的に検討し、今後の保有の適否を毎年検証する。

- ・当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に資するか否かの観点から、適切に行使する。

#### (4) 株主の利益に影響を及ぼす可能性のある資本政策

- ・当社は、支配権の変動や大規模な株式価値の希釈化の可能性のある資本政策については、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

#### (5) 関連当事者間の取引

- ・取締役会は、当社取締役や主要株主等の関連当事者と当社との間に生じうる利益相反を適切に管理する。

### 3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の成長と企業価値の創出が、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

#### (1) 企業行動憲章の制定

- ・当社は、当社の役員と従業員が従うべき行動規範である「クレハグループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図るとともに、実践状況を定期的にレビューする。

#### (2) サステナビリティへの対応

- ・当社は、クレハグループ企業理念を実践し、独自性のある差別化された商品と技術を産み出すことにより未来を創造し、継続的な経済価値の向上と社会課題解決への貢献を推進する。

#### (3) 人財の多様性の確保

- ・当社は、女性の活躍促進を含め、社内における人財の多様性の確保を推進する。

#### (4) 内部通報に係る体制整備

- ・当社は、法令等に反する行為を早期に把握し迅速に対処するため、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。コンプライアンスを統括するコンプライアンス部会はその運用状況を取締役に報告する。

### 4. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「情報開示基本方針」に定めるとおり、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本とし、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

### 5. 取締役会等の責務

取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を有することを踏まえ、クレハグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、その役割・責務を適切に果たす。

### (1) 取締役会の構成、役割・責務

- ・当社は、当社およびグループ会社の規模、事業内容を踏まえ、取締役会は10名以内で構成し、そのうち独立社外取締役を3分の1以上選任する。選任にあたっては、企業経営の経験を最も重視し、取締役会全体としての知識・能力・経験のバランス、多様性、員数等を考慮する。
- ・取締役会は、企業理念を定めて会社の目指すところを明確にし、経営の戦略的な方向付けを行うとともに、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行う。また、クレハグループの経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、取締役会決議事項以外については、「権限基準規程」にもとづき執行役員を主な構成メンバーとする経営会議において業務執行を行う。
- ・取締役会は、取締役・執行役員の人事について、会社の業績等の評価を踏まえ、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しつつ、適切に実行する。
- ・取締役会は、業務執行の最高責任者である社長等の後継者候補の育成計画について、適切に監督する。
- ・取締役会は、取締役・執行役員の報酬等について、企業業績と中長期的な企業価値の向上を反映するとともに、適切な人財の確保と維持を考慮し、求められる役割と責任にふさわしい報酬体系および報酬水準とする。
- ・取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。
- ・取締役会は、取締役会における意思決定に関わるプロセスの透明性確保とステークホルダーへの説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会および報酬委員会を設置する。

### (2) 取締役の役割・責務

- ・取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすべく、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・取締役は、高い倫理観とともに中長期的な企業価値の向上を図るために必要な見識、能力、経験を有し、取締役会において、それぞれの期待される能力を発揮して、積極的に意見を表明し議論を行う。
- ・取締役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

### (3) 監査役および監査役会の構成、役割・責務

- ・当社は、監査役会は4名以内で構成し、独立社外監査役を半数以上選任する。
- ・監査役は、高い倫理観と監査役として必要な見識、能力、経験を有し、少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。
- ・監査役および監査役会は、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たす。
- ・監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ・監査役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、能動的に情報の収集を行い、また、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。
- ・監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、これに基づき、外部会計監査人にもとめられる独立性と専門性についての確認を行う。

- (4) 独立社外取締役の役割・責務
- ・当社は、独立社外取締役が経営への助言・監督機能、利益相反の監督機能およびステークホルダーの意見の取締役会への反映等の役割・責務を果たすことを期待し、その提言を取締役に適切に反映させる。
- (5) 独立性判断基準
- ・取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役または独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた「独立性判断基準」を策定し、開示する。
- (6) 外部会計監査人の責務
- ・外部会計監査人および当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。
- (7) 情報入手と支援体制
- ・当社は、取締役や監査役からの情報提供の求めに対して、円滑な提供が確保される体制を整える。
- (8) 取締役・監査役の特レーニング
- ・当社は、個々の取締役・監査役に適合した特レーニングの機会を提供する。
6. 株主等との対話
- 当社は、以下の取組み方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主等と建設的な対話を行う。
- (1) 主管および実施内容
- ・株主等との対話は、IR活動を担当する部署等が、代表取締役社長および担当役員と連携の上、適時適切に実施する。
  - ・IR活動を担当する部署等は、社内各部門との定期的な意見・情報交換を行うなど、有機的な連携を図る。
  - ・当社は、株主等による当社への理解促進を図るため、株主総会での事業報告、株主等に対する各種資料の送付、当社ホームページ上での情報発信、機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、および国内外の機関投資家との個別面談などを積極的に行う。
  - ・株主等から得られた意見・情報は、取締役会に報告し、当社経営のレビューと方向付けに活用する。
- (2) 情報管理基準
- ・株主等との対話を行う者は、未公表の重要な会社情報について、「情報開示規程」および「内部者取引管理規則」にしたがい厳重に管理する。
7. 制定・改正・廃止
- 本ガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行う。

以上

(ご参考)

## サステナビリティ基本方針とマテリアリティ（重要課題）

当社グループは、サステナビリティ基本方針を定め、当社グループの継続的な経済価値の向上と社会課題解決への貢献のために特に注力すべき重要課題をマテリアリティとして特定し、適時見直しを行っています。経営方針・中長期経営計画と一体となった経営戦略の下、サステナビリティ経営を進めています。

### サステナビリティ基本方針

「クレハグループ企業理念を実践し、独自性のある差別化された商品と技術を産み出すことにより未来を創造し、継続的な経済価値の向上と社会課題解決への貢献を推進する。」

### マテリアリティ（重要課題）

- ・研究・技術開発力の強化
- ・カーボンニュートラルへの取り組み
- ・DXの推進
- ・ガバナンスの強化
- ・多様な人財の活躍

(ご参考)

## CO<sub>2</sub>排出量削減目標

当社グループは、カーボンニュートラルへの取り組みをマテリアリティの1つと認識し、「クレハグループ中長期経営計画『未来創造への挑戦』」の下、中長期CO<sub>2</sub>排出削減目標を立て、環境負荷低減を目指しています。

- ・2050年度に、カーボンニュートラルを目指す。
- ・2030年度に、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比30%以上削減する。

この目標の達成に向け、生産技術力・エンジニアリング力の強化、技術基盤確立等、計画に沿って進めています。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書(IFRS) (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>104,774</b>	<b>流動負債</b>	<b>55,433</b>
現金及び現金同等物	21,500	営業債務及びその他の債務	19,490
営業債権及びその他の債権	31,253	社債及び借入金	17,767
その他の金融資産	11	その他の金融負債	1,612
棚卸資産	46,734	未払法人所得税等	2,375
その他の流動資産	5,273	引当金	7,106
		その他の流動負債	7,080
<b>非流動資産</b>	<b>240,524</b>	<b>非流動負債</b>	<b>78,725</b>
有形固定資産	173,472	社債及び借入金	62,764
無形資産	5,293	その他の金融負債	4,961
持分法で会計処理されている投資	16,416	繰延税金負債	7,563
その他の金融資産	24,696	引当金	1,271
繰延税金資産	1,991	退職給付に係る負債	281
退職給付に係る資産	18,217	その他の非流動負債	1,884
その他の非流動資産	436		
		<b>負債合計</b>	<b>134,159</b>
		(資 本 の 部)	
		<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>209,372</b>
		資本金	18,169
		資本剰余金	14,724
		自己株式	△15,842
		利益剰余金	174,432
		その他の資本の構成要素	17,888
		<b>非支配持分</b>	<b>1,767</b>
		<b>資本合計</b>	<b>211,139</b>
<b>資産合計</b>	<b>345,298</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>345,298</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書(IFRS) (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	162,015
売上原価	119,521
<b>売上総利益</b>	<b>42,493</b>
販売費及び一般管理費	32,579
持分法による投資損益	△24
その他の収益	1,136
その他の費用	1,597
<b>営業利益</b>	<b>9,428</b>
金融収益	986
金融費用	196
<b>税引前利益</b>	<b>10,218</b>
法人所得税費用	2,321
<b>当期利益</b>	<b>7,896</b>
当期利益の帰属	
親会社の所有者	7,800
非支配持分	96
<b>当期利益</b>	<b>7,896</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>64,275</b>	<b>流動負債</b>	<b>52,860</b>
現金及び預金	5,294	買掛金	6,282
受取手形	27	短期借入金	8,960
売掛金	17,663	コマーシャル・ペーパー	2,000
商品及び製品	28,209	1年内返済予定の長期借入金	5,902
仕掛品	190	リース債務	75
原材料及び貯蔵品	5,335	未払金	4,820
前払費用	1,159	未払費用	3,004
短期貸付金	4,864	未払法人税等	1,865
未収入金	2,431	預り金	17,243
その他	558	賞与引当金	1,430
貸倒引当金	△1,458	役員賞与引当金	31
<b>固定資産</b>	<b>201,022</b>	その他	1,243
<b>有形固定資産</b>	<b>131,109</b>	<b>固定負債</b>	<b>64,342</b>
建物	13,408	社債	40,000
構築物	18,621	長期借入金	20,066
機械及び装置	32,016	リース債務	119
車両運搬具	103	環境対策引当金	75
工具、器具及び備品	1,763	退職給付引当金	223
土地	5,963	株式報酬引当金	25
リース資産	177	資産除去債務	245
建設仮勘定	59,054	繰延税金負債	3,366
<b>無形固定資産</b>	<b>5,002</b>	その他	220
ソフトウェア	4,461	<b>負債合計</b>	<b>117,202</b>
ソフトウェア仮勘定	525	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	15	<b>株主資本</b>	<b>138,847</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>64,910</b>	資本金	18,169
投資有価証券	18,608	資本剰余金	15,912
関係会社株式	23,407	資本準備金	15,912
出資金	300	<b>利益剰余金</b>	<b>120,609</b>
関係会社出資金	13,324	利益準備金	3,115
長期貸付金	436	その他利益剰余金	117,494
長期前払費用	76	別途積立金	40,280
前払年金費用	8,069	繰越利益剰余金	77,214
その他	709	<b>自己株式</b>	<b>△15,842</b>
貸倒引当金	△23	評価・換算差額等	9,133
		その他有価証券評価差額金	9,133
		<b>新株予約権</b>	<b>114</b>
<b>資産合計</b>	<b>265,297</b>	<b>純資産合計</b>	<b>148,095</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>265,297</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,608
売上原価		64,570
<b>売上総利益</b>		<b>22,038</b>
販売費及び一般管理費		21,208
<b>営業利益</b>		<b>830</b>
営業外収益		
受取利息	303	
受取配当金	6,192	
設備賃貸料	343	
為替差益	107	
その他	132	7,078
営業外費用		
支払利息	463	
社債利息	237	
設備賃貸費用	189	
関係会社貸倒引当金繰入額	479	
社債発行費	93	
その他	38	1,500
<b>経常利益</b>		<b>6,408</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	3,634	
補助金収入	21	3,655
特別損失		
固定資産除売却損	2,233	
投資有価証券評価損	450	
減損損失	95	
投資有価証券売却損	6	2,785
<b>税引前当期純利益</b>		<b>7,278</b>
法人税、住民税及び事業税	819	
法人税等調整額	△416	402
<b>当期純利益</b>		<b>6,875</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社クレハ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川岸 貴浩  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレハの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社クレハ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 狩野茂行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川岸貴浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレハの2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

ただし、当事業年度以降に、取締役による不適切行為事案が発生したため、監査役会として社外弁護士による調査を実施し、取締役会に報告しました。引き続き再発防止策を含めた内部統制システムの見直しが着実に実行されるよう注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 15 日

株式会社クレハ 監査役会

常勤社外監査役 林 道彦 ㊟

常勤監査役 坂根 司 ㊟

社外監査役 奥野 克男 ㊟

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役田中宏幸氏は2025年5月16日をもって辞任により退任し、また本総会終結の時をもって他の取締役6名が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、取締役候補者に関しましては、任意の指名委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	再任 小林 豊	男性	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	再任 名武 克泰	男性	取締役副社長 企画経理本部長、管理本部長、 高機能製品事業部長、 生産革新プロジェクト統括マネージャー、 カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー	13回／13回 (100%)
3	再任 西畑 直光	男性	取締役常務執行役員 PGA事業管掌、研究開発本部管掌、 生産・技術本部管掌、新事業推進本部長	13回／13回 (100%)
4	再任 飯田 修	男性	社外取締役	13回／13回 (100%)
5	再任 岡藤 由美子	女性	社外取締役	13回／13回 (100%)
6	新任 西尾 啓治	男性	社外取締役候補者 独立役員候補者	—

候補者番号

1



こばやし ゆたか  
**小林 豊**

(1951年12月25日生)

男性

再任

■ 所有する当社株式の数

50,719株

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

■ 在任期間 (本総会最終時)

16年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社  
1998年 1月 当社錦工場勤労部長  
2000年 6月 クレハ・ケミカルズ (シンガポール) Pte. Ltd. 取締役社長  
2003年 1月 当社関連事業統括部長  
2004年 4月 当社総合企画部長  
2005年 4月 当社化学品事業部長  
2005年 6月 当社取締役 化学品事業部長  
2007年 6月 当社常務執行役員 化学品事業部長 (執行役員制度導入により役位変更)  
2008年 4月 当社常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長  
2009年 6月 当社取締役常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長  
2010年 4月 当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長、新事業推進本部管掌  
2010年 6月 当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長  
2012年 4月 当社代表取締役副社長 営業部門統括、P G A 事業部長  
2012年 9月 当社代表取締役社長 P G A 事業部長  
2013年 4月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

2012年9月に代表取締役社長に就任以降、機能製品事業の強化、改革推進プロジェクトをはじめとする業務改革、事業の再構築の実行、コーポレート・ガバナンスの強化等当社グループの経営をけん引してきました。中長期経営計画「未来創造への挑戦」では、事業環境の変化に対し「中長期経営計画ローリングプラン2025」を策定し、既存事業の更なる成長、重点事業分野における新製品・新規事業の開拓、生産性の改善と一層のコスト削減、経営層と従業員の相互理解促進等に向けて、強いリーダーシップのもと、最重要施策である技術立社の再興、経営基盤の強化、会社と社員の共生を強力に推進しています。この実績をもとに、当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2



な たけ かつひろ  
**名武 克泰**

(1962年4月3日生)

男性

再任

■ 所有する当社株式の数  
7,222株

■ 取締役会への出席状況  
13回/13回 (100%)

■ 在任期間 (本総会終結時)  
2年

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
2002年 1月 クレハ・ヨーロッパB.V. 取締役副社長  
2006年 4月 当社包装材三部長  
2008年 4月 当社機能材一部長  
2010年 4月 当社機能材料部長  
2012年 4月 当社高機能材事業部副事業部長  
2014年 4月 当社執行役員 高機能材事業部長  
2016年 4月 株式会社クレハ環境 取締役副社長  
2016年 6月 同社代表取締役社長  
2019年 4月 当社執行役員 高機能製品事業部長  
2023年 4月 当社常務執行役員 高機能製品事業部長  
2023年 6月 当社取締役常務執行役員 高機能製品事業部長  
2023年 10月 当社取締役常務執行役員 事業部門管掌、高機能製品事業部長  
2025年 4月 当社取締役副社長 企画経理本部長、管理本部長、生産革新プロジェクト統括マネージャー、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー  
2025年 5月 当社取締役副社長 企画経理本部長、管理本部長、高機能製品事業部長、生産革新プロジェクト統括マネージャー、カーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャー (現任)

#### 取締役候補者とした理由

樹脂製品分野および機能製品分野でのグローバルな営業・マーケティング経験を有し、事業部門管掌として機能製品、樹脂製品、化学製品の事業推進に強いリーダーシップを発揮しました。2025年4月より、副社長として全社経営の推進を強力にサポートするとともに、企画経理本部長、管理本部長、生産革新プロジェクト統括マネージャーおよびカーボンニュートラルプロジェクト統括マネージャーを担当しています。この実績をもとに当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3



にしはた なおみつ  
**西畑 直光**

(1965年2月14日生)

男性

再任

■ 所有する当社株式の数  
7,722株

■ 取締役会への出席状況  
13回/13回 (100%)

■ 在任期間(本総会最終時)  
2年

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年	4月	当社入社
2008年	10月	株式会社クレファイン 代表取締役社長
2010年	4月	当社PGA営業部長
2011年	4月	当社PGA部長
2012年	9月	当社PGA事業部副事業部長
2014年	4月	当社執行役員 PGA事業部長
2016年	4月	当社執行役員 フッ素製品事業部長、PGA事業部長、 新事業創出プロジェクト統括マネージャー
2018年	4月	当社常務執行役員 企画本部長、高機能製品事業部長、 新事業創出プロジェクト統括マネージャー
2019年	4月	当社常務執行役員 クレハ・アメリカInc. 取締役社長、PGA事業管掌、 新事業創出プロジェクト統括マネージャー
2020年	4月	当社常務執行役員 クレハ・アメリカInc. 取締役社長、PGA事業副管掌、 新事業創出プロジェクト統括マネージャー
2021年	4月	当社常務執行役員 クレハ・アメリカInc. 取締役社長、PGA事業副管掌、 新事業創出プロジェクト副統括マネージャー
2022年	4月	当社常務執行役員 クレハ・アメリカInc. 取締役社長、PGA事業副管掌
2023年	4月	当社常務執行役員 PGA事業管掌、新事業推進本部長
2023年	6月	当社取締役常務執行役員 PGA事業管掌、新事業推進本部長
2023年	10月	当社取締役常務執行役員 PGA事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、 新事業推進本部長
2025年	5月	当社取締役常務執行役員 研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、 新事業推進本部長
2025年	5月	当社取締役常務執行役員 PGA事業管掌、研究開発本部管掌、生産・技術本部管掌、 新事業推進本部長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

機能製品分野での技術開発、新事業開発の経験を有し、PGA事業管掌としてPGA事業推進、新事業推進本部長として新事業開発を統括、推進しました。また、研究開発本部と生産・技術本部の管掌として、研究開発、生産、技術の役割、機能の明確化やテーマ進捗に応じた研究開発およびプロジェクト体制の構築等、中長期経営計画「未来への創造」の最重要施策のひとつである技術立社の再興の推進に強いリーダーシップを発揮しました。この実績をもとに当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



いいだ おさむ  
**飯田 修**

(1957年5月20日生)

男性

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 取締役会への出席状況  
13回/13回 (100%)

■ 在任期間 (本総会最終時)  
3年

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年	4月	三菱金属株式会社 (現三菱マテリアル株式会社) 入社
2004年	1月	同社銅事業カンパニー製錬部長
2010年	7月	同社直島製錬所所長
2011年	7月	同社執行役員 銅事業カンパニーバイスプレジデント兼直島製錬所所長
2013年	4月	同社常務執行役員 銅事業カンパニープレジデント
2013年	6月	同社代表取締役常務 社長補佐、銅事業カンパニープレジデント
2016年	4月	同社代表取締役副社長 社長補佐、金属事業、生産技術、安全・環境担当
2017年	4月	同社代表取締役副社長 社長補佐、技術統括本部長
2019年	4月	同社代表執行役員副社長 技術統括本部長
2020年	4月	同社上級顧問 社長特別補佐
2021年	4月	同社上級顧問 (非常勤) 株式会社M&A DX社外監査役
2021年	7月	IA パートナース株式会社社外取締役 (現任)
2022年	3月	三菱マテリアル株式会社退社
2022年	6月	当社社外取締役 (現任)
2025年	3月	株式会社M&A DX社外監査役退任

#### (重要な兼職の状況)

飯田修氏は、現在、IA パートナース株式会社社外取締役を務めておりますが、同社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造会社での国際的な事業経験、生産部門、研究部門の担当経歴から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般、特に、生産技術、研究開発に関しての助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。

#### 独立性に関する考え方

飯田修氏は、1980年4月から2022年3月まで三菱金属(株) (現三菱マテリアル(株)) の業務執行に携わっており、同社と当社および当社グループ会社との間には、製品購入等や製品販売の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入等の実績は同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上の実績は当社連結売上収益の1%未満です。

飯田修氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、54ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について  
当社は飯田修氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏と同契約を継続する予定です。
3. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実について  
飯田修氏が株式会社M&A DXの社外監査役に在任中でありました2025年1月、同社が不適切な事業者に対してM&Aを仲介したとして、中小企業庁からM&A支援機関登録制度の登録を8か月間取り消されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実の発生を認識していませんでしたが、平素より法令遵守の重要性とその徹底については適宜提言しており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因の究明、再発防止に関する提言を行いました。

候補者番号

5



おかふじ ゆみこ  
**岡藤 由美子**  
(1964年12月10日生)

女性

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 所有する当社株式の数  
0株
- 取締役会への出席状況  
13回/13回 (100%)
- 在任期間 (本總會最終時)  
2年

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 日立化成工業株式会社 (現株式会社レゾナック) 入社  
2013年 4月 Hitachi Powdered Metals (USA), Inc. (現Resonac Powdered Metals America, Inc.)  
取締役執行役員 (トレジャラー)  
2016年 10月 カルビー株式会社入社 経営企画・IR本部IR部長  
2019年 4月 同社執行役員 IR本部本部長兼ESG推進室長  
2021年 4月 同社執行役員 購買本部本部長兼サステナビリティ推進室長  
2022年 4月 同社戦略リスク管理本部付  
2022年 6月 同社監査役 (現任)  
2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

#### (重要な兼職の状況)

岡藤由美子氏は、現在、カルビー(株)監査役を務めておりますが、同社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

米国等の海外企業の財務や会計、IRに関する専門知識、およびサステナビリティ戦略の立案に携わる等、高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般、特に、グローバルな企業経営および社会・環境への責任あるサステナビリティ経営推進に關しての助言や執行の監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、継続して客観的立場で関与いただく予定です。

#### 独立性に関する考え方

岡藤由美子氏は、1988年4月から2016年9月まで日立化成工業(株) (現(株)レゾナック) の業務執行に携わっておりました。同社と当社および当社グループ会社との間には、製品購入等や製品販売の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社からの購入等の実績は同社の連結売上高の1%未満で、また、当社の同社に対する売上の実績は当社連結売上収益の1%未満です。岡藤由美子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、54ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について  
当社は岡藤由美子氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏と同契約を継続する予定です。
3. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



にしお けいじ  
**西尾 啓治**

(1959年2月19日生)

男性

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）入社  
 2002年 4月 同社乳食品事業部部長  
 2002年 10月 同社乳食品営業部長  
 2003年 6月 同社執行役員乳食品営業部長  
 2004年 1月 同社執行役員チーズ事業部 副事業部長  
 2004年 6月 同社常務執行役員 関東販売本部長  
 2009年 6月 同社常務執行役員 広域営業部長兼関東販売本部長  
 2009年 10月 同社取締役執行役員 広域営業部長兼関東販売本部長  
 2011年 4月 雪印メグミルク株式会社執行役員 営業統括部長  
 2013年 6月 同社取締役執行役員  
 2014年 3月 同社取締役執行役員 市乳事業部長  
 2015年 4月 同社代表取締役社長  
 2022年 4月 同社取締役相談役  
 2022年 6月 同社相談役  
 2023年 5月 株式会社安川電機監査等委員である社外取締役（現任）  
 2023年 6月 雪印メグミルク株式会社退社

#### (重要な兼職の状況)

西尾啓治氏は、現在、(株)安川電機監査等委員である社外取締役を務めておりますが、同社と当社および当社グループ会社との間には重要な取引はありません。

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造会社の経営で培われた経営者としての高い見識と豊富な経験を有しています。この見識と経験を生かし、当社の経営全般、特に、経営企画部門、営業部門についての助言や監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、任意の指名委員会および報酬委員会の各委員として、当社取締役の選任に係る事項、取締役社長の後継者候補とその育成計画等、取締役および執行役員の報酬等の決定等に対し、客観的立場で関与いただく予定です。

#### 独立性に関する考え方

西尾啓治氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ます。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、54ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について  
西尾啓治氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役奥野克男氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。



よしだ れいこ  
吉田 麗子

(1974年10月28日生)

女性

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数  
0株

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

2001年 10月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所  
2006年 9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLPニューヨークオフィス入所  
2006年 12月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）退所  
2007年 1月 TMI総合法律事務所入所  
2007年 7月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLPニューヨークオフィス退所  
2010年 10月 TMI総合法律事務所退所  
2010年 11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所  
2020年 12月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業退所  
2021年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）

### （重要な兼職の状況）

吉田麗子氏は、現在、シティユーワ法律事務所のパートナー弁護士ですが、同事務所と当社および当社グループ会社との間に重要な取引はありません。

### 社外監査役候補者とした理由

弁護士として培ってきた豊富な経験や専門的な知識等を活かし、監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、2024年6月から補欠社外監査役に選任していただいたところ、今般、補欠ではなく、社外監査役としてその任にあたっていただくべく、吉田麗子氏を社外監査役候補者としました。なお、吉田麗子氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### 独立性に関する考え方

吉田麗子氏は、2001年10月から2006年12月まであさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）に勤務しておりました。同事務所と当社および当社グループ会社との間には、業務上の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同事務所への支払実績は、同事務所の報酬総額の1%未満です。同氏は、2007年1月から2010年10月までTMI総合法律事務所に勤務しておりました。同事務所と当社および当社グループ会社との間には、業務上の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同事務所への支払実績は、同事務所の報酬総額の1%未満です。同氏は、2021年1月より現在までシティユーワ法律事務所に勤務しております。同事務所と当社および当社グループ会社との間には、業務上の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同事務所への支払実績は数万円程度です。

吉田麗子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ます。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、54ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について  
吉田麗子氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者および監査役候補者（現任監査役を含む）の主な専門性・経験（スキル・マトリックス）

	氏名	性別	企業経営・経営戦略	製造	研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	海外事業・国際性	法務・ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理	ESG・サステナビリティ	人事戦略・人財マネジメント
取締役	小林 豊	男性	○			○		○	○		○
	名武 克泰	男性	○			○	○	○			
	西畑 直光	男性	○	○	○	○		○	○		
	飯田 修	男性	○	○	○	○		○	○	○	
	岡藤 由美子	女性					○	○	○	○	
	西尾 啓治	男性	○			○		○	○	○	
監査役	林 道彦	男性	○			○			○		○
	坂根 司	男性	○				○	○	○		
	吉田 麗子	女性						○	○	○	

上記のスキル・マトリックスの各項目（専門性・経験）とその選定理由

専門性・経験	選定理由
企業経営・経営戦略	経営の重要な意思決定や経営陣（執行側）の監督のために必要
製造	事業戦略に応じた、高効率・高収率・高収量・低環境負荷・低コストの生産体制の構築のために必要
研究開発	独自性のある差別化された商品と技術を産み出す研究・開発力の向上のために必要
事業戦略・マーケティング	幅広い視野、市場洞察力や豊富な事業経験が、事業規模の拡大、収益性の向上のために必要
財務・会計	投資の厳選や資本効率を重視した経営の取り組み、成長投資と株主還元を両立させた企業価値向上のために必要
海外事業・国際性	国際的な市場、顧客動向、地政学リスクを含むカントリーリスクを踏まえた経営判断のために必要
法務・ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤である経営（執行側）監督の実効性の向上のために必要
ESG・サステナビリティ	企業の持続可能性を支えるESG、サステナビリティの取り組みの推進のために必要
人事戦略・人財マネジメント	社員のパフォーマンスと働きがいの最大化を目指した適材適所の人財マネジメントのために必要

(ご参考)

### **社外役員の独立性判断基準**

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(\*1)である者。
2. 当社グループを主要な取引先(\*2)とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先(\*3)またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主(\*4)である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(\*5)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者(\*6)が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

(\*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

(\*2) 「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

(\*3) 「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(\*4) 「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

(\*5) 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう(団体の場合は、連結売上高の2%を超えることをいう)。

(\*6) 「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。



あかざわ よしふみ  
**赤澤 義文**

(1968年3月13日生)

男性

社外監査役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数  
0株

#### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1994年	4月	TMI総合法律事務所入所
1998年	2月	TMI総合法律事務所上海事務所常駐代表
1999年	12月	TMI総合法律事務所退所
2000年	1月	糸賀法律事務所入所
2002年	6月	糸賀法律事務所北京事務所首席代表
2004年	12月	糸賀法律事務所退所
2005年	1月	露木法律事務所（現露木・赤澤法律事務所）入所
2006年	1月	露木法律事務所（現露木・赤澤法律事務所）パートナー弁護士（現任）
2013年	6月	名古屋電機工業株式会社社外監査役
2015年	6月	名古屋電機工業株式会社社外監査役退任
2015年	6月	名古屋電機工業株式会社社外取締役
2019年	8月	株式会社ユニオン精密社外取締役
2023年	6月	名古屋電機工業株式会社社外取締役退任
2023年	6月	株式会社フコク監査等委員である社外取締役（現任）
2023年	8月	株式会社ユニオン精密社外取締役退任

#### (重要な兼職の状況)

赤澤義文氏は、現在、露木・赤澤法律事務所のパートナー弁護士で、株式会社フコク監査等委員である社外取締役を務めておりますが、同事務所および同社と当社および当社グループ会社との間に重要な取引はありません。

#### 社外監査役候補者とした理由

弁護士として培ってきた豊富な経験や専門的な知識等を活かし、監査役としての役割・責務を果たすことが期待できるため、補欠社外監査役候補者となりました。なお、赤澤義文氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### 独立性に関する考え方

赤澤義文氏は、1994年4月から1999年12月までTMI総合法律事務所に勤務しておりました。同事務所と当社および当社グループ会社との間には、業務上の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同事務所への支払実績は、同事務所の報酬総額の1%未満です。  
赤澤義文氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、54ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について  
赤澤義文氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
3. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。赤澤義文氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

日本橋浜町Fタワープラザ 3階  
Fタワープラザホール  
東京都中央区日本橋浜町3丁目22番1号

### 交通のご案内

- A** 都営新宿線 浜町駅  
A 2 出口より 徒歩6分
- B** 東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅  
5 出口より 徒歩7分
- C** 東京メトロ日比谷線 人形町駅  
A 2 出口より 徒歩12分
- D** 都営浅草線 人形町駅  
A 3 出口より 徒歩14分



### ご案内事項

- 会場の時計台真下の裏側にエレベーターがございますので、そちらをご利用ください。
- 会場には、本会場専用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。



招集ご通知の主要なコンテンツが、  
スマートフォン等で簡単にご覧いただけます。右記の  
URL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/4023/>



株式会社クレハ  
KUREHA CORPORATION

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。